

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年5月31日（水）15:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、御案内の時刻になりましたので、ただいまから、5月31日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

はい、タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いいたします。

すみません、今日の定例会合の議題ではない話題なのですが、今日の午前中に参院の本会議で、GX（グリーントランスフォーメーション）脱炭素電源法が可決成立しました。今日の本会議の野党からの反対討論の中に、規制委での炉規法の改正案を決める過程で、全会一致ではなくて多数決であったと。それが熟議がなされて出された法案ではないというような批判が出ました。

そういったことも含めて、今回の法案の規制委での議論から今日の成立までの過程、委員長振り返られてのちょっと受け止めや感想をお願いいたします。

○山中委員長 今日、国会で採決いただいて、法案の成立をしていただいたところでございます。高経年化した原子炉の安全規制についての制度の大枠を決めていただくことができたというふうに考えております。これからが原子力規制委員会の真価が問われるときであろうというふうに思っております。

審査の方針については、技術的な内容については規制委員会で、これまでに了承を得ているところですが、今後、規則、あるいはガイド記載事項の要領等を議論して、決定していく必要があるかなというふうに思いますし、それをいかに運用していくかということ、これから進めていく必要があるかなというふうに思っています。

高経年化した原子炉の安全性をきっちりと審査、検査をして、確認をしていくことが我々の責任であるというふうに思っています。

審査では、これまでのその議論の中で、最終的に2月13日に法案の内容を決定したわけですが、残念ながら4対1という多数決で進めなくてはいけなかったという点については残念に思っておりますけれども、この点については、運転期間についての考え方が1名の委員が異なっていたというところでもありますので、やむを得なかったかなというふうに思っています。ただ、その後の技術的な内容の議論について

は、反対になられた委員も参加をしていただいた上で、今後の審査方針については議論をして、委員会全員一致でお決めいただいたということで。今後進めていく高経年化した原子炉の審査・検査の技術的な内容については、十分議論ができたかなというふうに思っています。

○記者 その60年超の部分が、追加点検を行うという大枠は固まっていますけれども、その細かい、どういったことをやるのかというところは、まだ正式には決まっていないというところだと思うのですけれども。それも含めて、60年超を含めて、今後の新しい制度での高経年化した原発の審査体制も含めて、どういった課題があると委員長はお考えでしょうか。

○山中委員長 基本的には、これまで技術的に議論をしていただいた内容からも分かっていたかと思うのですけれども、これまで積み重ねてきた経験に基づいて、大きな審査方針については変える必要はないというふうに思っておりますし、これは委員会でも了承を得たところでございますので、それを規則にきっちり落とししていくということが必要で、それは近いうちに委員会で議論をして、決定をするということになろうかと思えます。

○記者 制度が変わるときの申請件数の増加ですとか、今の審査、現時点の審査の効率化といったものも、国会での議論では課題として指摘されましたが、そういったものに対してはどのように対応されますか。

○山中委員長 6か月の間で、その審査ができる準備をしないといけませんし、いわゆる法案、法律が公布されてから2年間の間に、旧審査制度での審査と新しい審査制度での審査、両方並行して行う必要がございますので、できるだけ効率よく審査を進めていくということが必要かと思えますし、その体制についてもできるだけ早いうちに構築していきたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

すみません、あと話題がちょっと変わりました、一昨日の政府のAI戦略チームで、規制庁からChatGPTを活用するというところで報告が上がっているのですけれども、どういったものに、どういった目的で利用されるというお考えなのでしょうか。

○山中委員長 既にChatGPTについては、この会見でも御質問あったかと思うのですけれども、様々な部署で勉強を始めているようでございます。デジタル庁に、原子力規制庁もChatGPTを使っていくということを御報告をさせていただいたというふうに聞いております。

恐らく業務の効率化ということに関しては、ChatGPTを使っていくということは非常に望ましいとは思っているのですけれども、何か文章を最初から作っていくということよりは、あるいは文章を分かりやすくするために、こういうソフトウェアを使っていくということが、有効に使えるのではないかなというふうに思っていますし、具体的な例で言いますと、例えば一般の方に分かりやすい文章にするとか、あるいは資料に

するとかといったような工夫、そういったものにChatGPTのようなAIは使えるのではないかなというふうに思っております。

まずはそういう使い方を、皆さんにはしていただきたいなというふうに思っています。

○記者 特に具体的にこういうものに使いたいというような目的があつてのということではなくて、何か使えるんじゃないかということで議論を始めたという段階ということでしょうか。

○山中委員長 様々な今、勉強をしているようです。例えば文章の概要を作るとか、文章を一般の人に分かりやすくするとか、あるいは何か質問に対しての答えを作らせてみるとかというような、そういう勉強はしているようですけれども、具体的にまだ、こういうところに使っていきましょうというところを議論を始めたというのは、まだ聞いておりませんし、いろんな部署から、そういうことに興味を持ったスタッフに集まっていたら、まずは使ってみて、議論をしていくという、そういうところかなというふうに私自身は思っています。

○記者 すみません、ちょっと何度も重ねて申し訳ないです。委員長御自身、ChatGPTへの期待、もしくは反対に御懸念などあれば、ちょっと御意見をお聞かせ願えますか。

○山中委員長 恐らく全く、何て言うのでしょうか。AIにそのまま文章を最初から作らせるというよりは、むしろ職員が専門的な知識を持って作らせた文章を、例えば聞き手に分かりやすい文章にする、あるいは読み手に分かりやすい文章にするというような、そういうことに使うのには非常に、ソフトウェアツールなのではないかなというふうに思っておりますし。また今、事務方にいろんな分野で分かりやすい、国民の皆さんに分かりやすい資料を作ってくださいというお願いをしているのですが、なかなか専門的な用語が多過ぎて、まだまだ分かりづらいという、そういうところを例えばAIに助けてもらって、より一般の方にも分かりやすい文章にする。あるいは、いろんな画像を使って分かりやすくするという、そういったものにまず使っていけるのではないかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問いかがでしょうか。

はい、タカハシさん。

○記者 毎日新聞のタカハシと言います。お願いします。

私もGX関連法の成立の関係で受け止めを伺いたいのですが、60年超の運転が可能になったとはいえ、そもそも泊原発のようにですね、審査を申請してから長期間、審査を通過できずにいる原発も複数あるかと思えます。そういった原発は、まだ再稼働すら見えてきていないという段階だと思うのですが、この状況に対する受け止めをお願いします。

○山中委員長 審査の改善については、我々も工夫をしていかないといけないことだとい

うふうに思っておりますし、これは事業者にも審査を長期化させない努力ということをしていただく必要があろうかなというふうに思っています。双方がやはり努力をする必要のある点かなというふうに思っておりますので、これからもいろんな対話を密にしていくことで、工夫をしていきたいというふうに思っております。規制委員会の中での業務の改善ですとか、努力すべきところ、それももちろん我々していかないといけないところだというふうに思っています。

事業者と、双方が継続的に努力をしていくべきところかなというふうに思っています。

○記者 双方努力する、できる点があるというところで行きますと、現状、例えば事業者にとって、審査が長引いている、その一番の項目としては、自然ハザード系のところがあると思うのですが、その点でいくと、例えばどんなハードルが一番大きいのかなというふうに委員長、今感じられていますか。

○山中委員長 これは日本において、地震とか津波というところが非常に重要なハザードであるという、この点についてはもう変わりがありませんので、審査については厳正にやっていきたいというふうにおっしゃるのですけれども。

ただ、その双方が行き着くところというのは、安全性の向上というところで、目標としては一緒だと思いますので、それを見出すためのその工夫ということについては、まだ工夫ができる余地があるかなと。まだ今答えを今持っているわけではありませんけれども、まだ工夫をしていきたいなというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にいかがでしょうか。

フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチです。

先ほどの質問の関連で、先にChatGPTのほうなのですけれども、規制委員会という、規制庁という立場を考えますと、やはり原子力を扱うという意味では、一般の方からしても、他の省庁が使うという意味とはまた違った部分があると思います。規制庁、規制委員会ならではの気をつける部分というものがあるとすれば、どんなものがあるとお考えですか。

○山中委員長 まず、科学的、技術的にうそがあってはいけないということ。そこが、やっぱり一番注意しないといけない点だと思います。したがって、ChatGPTに何か質問をして、返ってきた答えをそのまま使うということはありません。まずはあり得ないと思います。職員が作った、科学的、技術的に正しい文章を修正していくというような使い方、あるいはその概要を作るというような使い方は、当面考えられる、業務の効率化という意味では考えられるところかと思いますが、一般の方に、あるいは、その質問をされた方に、あるいは聞いておられる方に分かりやすい文章というのは、当然その、作っていくことに意義はありますので、そういう使い方が、我々にとって

は、まず気をつけないといけないところ。

それと、もう一点は、やはり機密情報を扱う、そういった点については、使えないところかなという、あるいはものすごく気をつけないといけない点かなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。今の機密情報というのは、何かPP（核物質防護）情報をそのまま入れるとは想像できないのですが、例えば、我々にも表になっていないような部分であるとか、全く使えない情報というところの庁内での共有みたいな部分でしょうか。

○山中委員長 例えば、分かりやすい例で言いますと、審査関連の例えば書類でも、メディアの方あるいは一般の方にも、黒塗りでお見せできていないような、一般の審査会合でもそういう、事業者にとっての機密情報、そういったものにも気をつけていかないといけませんし、あの概要を作るにしても、そういうものが出てしまうと、やはり非常に具合の悪いことになりますので、そういったところにも注意をしながら使っていくことが必要かなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

戻って恐縮ですけど、先ほど最初におっしゃっていた、技術的、科学的うそがあっちはいけないというのは、想定されているのは、どちらかというと、一般の方とか国会答弁とかで分かりやすく説明するというものをChatGPTから回答を得たときの精査の部分ということですかね。

○山中委員長 恐らくそういう、質問して答えてもらうということは、まず使い方としては、まず勉強としてはあり得るかもしれませんが、使い方としては、そういう、科学的、技術的に正しい答えが返ってくるかどうか疑問が出るような使い方というのは、私自身、想定をしていないということです。我々が作った文章を、科学的、技術的に見て正しいと思われる文章を直してもらうのに手伝ってもらうということには使えるかなというふうには思っておりますけれども、最初からそういうものに答えを期待するということは、かなり危ないところはあるかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。ちょっと素人感覚で恐縮ですけど、例えば定例会の中身だとか、オープンでなされた議論の要約版をChatGPTに作らせるとか、そういったことも想定にあるのではないですか。

○山中委員長 それは多分、十分使えるんじゃないかなというふうに思います。はい。

○記者 ありがとうございます。

話が違って、こちらも炉規法を含めた東電法案の成立の関係なのですが、先ほどの質問でもちょっと出ていましたけど、2年後の施行ということで、その時点において30年を超える原子炉、実用炉ですと、長期施設管理計画の認可がなければ動かせないということになると思います。確かに審査中の部分は多いですけど、稼働中の発電所も多い中で、1年半という時間は、長いようで、一方で何か書類のトラブルとかミス

とか出戻りなんかがあると滞ってしまうこともあり得るのかなと思うのですが、その辺り、稼働中の原発を止めるおそれとかその辺も、委員長の中では何か頭の中で、課題としてあるのですか。

○山中委員長 この2年間で見ないといけないというのは、30年、40年、50年の年限を迎える可能性のある原子力発電所について、旧制度と新制度、両方申請をしていただく必要がある。で、40年目について言いますと、両方、ほとんど一緒ですので、特段、問題はないかなというふうに思うのですが、30年、50年については、旧制度では高経年化技術評価ということになって、新制度では、それに加えて、長期施設管理計画をきちっとつくっていただく、あるいは高経年化技術評価で捉まえたデータを新たにその基準に適合しているかどうかを評価していただく必要があるので、かなりこの2年間で、書類を作っていただく、あるいは審査をするというのが、ハードルが高くなるかもわかりませんが、その辺り、十分、事業者ともコミュニケーションを取りながら、そういうミスが双方に起こらないように進めていきたいというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

もう一点は、経産省側は利用政策側のところではあるのですが、結局のところ、この60年プラスアルファの部分については、この除外理由、除外の対象になる期間というのは、これから経産省のほうで具体的に決めるというふうになっていまして、様々、既に案として出されていますけども、この中でも、審査会合、規制基準対応の部分も含まれる案の中には入っていて、そこが除外されると、安全対策であるとか安全面への影響も何かしら起こり得るのかなと思うのですが、経産省側のその議論については、何か意見を述べるとか、あるいは、それとも、まあ、必要があれば何かまた定例会に招いて意見を聞いていくとか、何か対応は考えていますか。

○山中委員長 運転期間については、我々、何か意見を言うことはありません。どういう運転期間に設定されても安全規制ができるようなルールにしているつもりでありますので、そのルールの中で、きちっと、審査、検査をしていくというのが、我々の務めかなというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。そうすると、くどいようですが、場合によってはその除外要件というのが、審査対応という、様々、理由、今、案が出ていますが、物によっては、審査の中身ともリンクするのかなと思ったりするのですが、そこはまあ、あまり、ルールの時点では関与しないというか、タッチしていかないと。

○山中委員長 運転期間については、もう資源エネルギー庁のほうでの検討していただくというのが筋かなというふうに思っておりますので、我々が何かコメントすることはございません。

○記者 分かりました。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ヤマダさん。

○記者 新潟日報社のヤマダです。

柏崎刈羽原発について、ちょっと議題とは関係ないのですけれども、先週ですか、委員長会見で、知事が求めていた東電の事業者としての適格性についても、再度議論する、確認するというお考えを示されたと思います。これは、追加検査の中でそれについても再度確認していくというふうなことなののでしょうか。それとも、議論の中でそれについても触れるということなののでしょうか。ちょっと分かる範囲でお願いします。

○山中委員長 追加検査の中で適格性を加えて見ていくということではございません。別途、その適格性についても、委員の間で議論をして、どういうふうに判断していったらいいのかということは考えないといけないねということは、先日お話をしたとおりでございます。まだ、委員の間で議論しているわけではございませんので。私自身、個人的には、やはりその部分は避けて通ることができないかなというふうに思っています。現時点で、追加検査の中で核物質防護の事案が安全性に何か影響を与えたというところは見つけることができおりませんので、問題があるとは思っておりませんが、最終的に何らかの判断をするときには、その安全上の約束についても、どういうふうに我々委員会として判断すべきなのかなというところは考えておかなければならないところですし、できれば、社長との対話の中でも、そういうところは少し触れてみたいというふうに思っております。

○記者 これまで委員長は、適格性についてはこれまでのフェーズの中で確認済みというふうな認識をされたと思います。それには、じゃあ、変わりはないというふうな。

○山中委員長 いわゆるこの追加検査の中で安全上の何か問題が出てきたかどうかということの問いについて言いますと、何ら問題が今のところ見つかっていないと。ただ、最終的にその7つの約束ということは、重要な、安全上の重要な約束でございますので、それがどういうふうに、委員会としてその最終的な判断の中に入れていくのか入れていかないのか、そういう議論は必要かなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ハセガワさんさん。

○記者 NHKのハセガワです。議題とは全然関係ないのですけれども、技術情報検討会について、先週開かれた技術情報検討会について伺いたくて。

非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験で、事業者がその18のうち2個が故障してというふうなところで。ただ、その24時間連続運転試験は必要ないというような考え方を示してきているということについては、これ、委員長自身、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 いわゆる今回24時間運転のその試験というのは、これ、事業者の何か規制で求めているものではございませんし、ボランティアで実際に運転をしてもらったところ、2機が不具合が出たということでございます。ということで、継続運転のいわゆる故障率を出すときに、こういった試験が必要かどうかというのは、まだ議論の余地はあろうかなというふうに思っています。で、2台が故障したということで、非常に何か大きくクローズアップされておりますけれども、継続運転で故障率に与える影響というのは、それほど、実際、計算上大きくございませんので、これから技術情報検討会の中でも、本当に24時間運転が必要なかどうかということについては、もう少し議論をしていただく必要があろうかなというふうに思っています。

私自身、これを取り組んでみてはどうかということ、あるいは米国との差はあるよねという話で、実際に動かしてみたらどうなのかということ、お願いをしたわけではなくて、本当にどうなのか。実情、日本ではしていない。米国ではしている。そういう差があるのだねということ、技術情報検討会の中でコメントさせてもらったら、事業者が自主的に手を挙げていただいたので、実際にそういう試験を試験的にやっていただいたというところなので、これについて、私、何か、これは今やらないといけないというふうにも思っておりませんし、もう少しこれは議論する必要があるかなというふうに思っています。

○記者 つまり、18台中2台というこの結果については、特に何か問題がない。

○山中委員長 大きく、あの、大きく連続運転の故障率に影響を与えるものではないという、そういう理解でいますし、これをどうしても義務化しないといけない試験であるとも思っておりません。ただ、どういった意義があるのかというのは、技術情報検討会の中でもう少し議論していただく必要があろうかなというふうに思っています。

○記者 その技術情報検討会の委員からも、1人の委員からも指摘があつて、24時間、もちろんその非常用DG（ディーゼル発電機）だけが手段ではないので、可搬型とかがあると思うので、それでもう賄えばいいというのは考え方としてあると思うのですが、一方で24時間以上使うことも想定されるような代物であるということ考えたときに、この故障率、まあ、今回やったことが全般的に言えるかというところとまた別かもしれませんが、それはどう考えですか。そこは、でも、それでもなお、その、ちょっと、必要ないとされる理由がより明確になるといいなと思ったというか。

○山中委員長 少なくとも、今回やった台数の中で2台というのが何か非常に大きくクローズアップされておりますけれども、これまで取られた連続運転の故障率にこの2台の故障が与える影響ってそれほど大きくはないので、あまりこの2台だけが故障したから24時間運転は必要だという、試験が必要だというふうには解釈していないというところ。別の意義が見いだされれば、求めることもあり得るかなというふうに思っています。2台故障したからものすごい大変なことが起きた、あるいは日本のDGは非常に具合が悪いとも思っておりません。

- 記者 分かりました。規制庁さん独自で調査されても、何か11か国から、に対してアンケートをして、24時間以上の連続運転試験を行っていないのが2か国、日本を含む2か国のみだったというところで、結構、各国やっているのだなというところはある中での、その、まだ24時間やらなくてもいいよね。という事業者に対しては、規制庁としては、もうそれでよしと。ちょっと、まだ、議論を進めるということで。
- 山中委員長 議論はしていただく必要があろうかなというふうに思っています。24時間が必要なのか、あるいは1週間運転してみろということが必要なのか。時間の問題もあるかと思えますし、試験の意義ということもあろうかと思えますので、これは議論をしていただいて、きちっとしたデータを取っていただくと。で、出発点が、何か24時間運転をしてDGに云々ということが海外の事例で出てきたわけではないので、たまたま私が見たときに24時間運転をして、排ガスが流れる、屋根からぼやが出たという、そういう案件を見たときに、日本でやっているの、やっていないのという、そういうことを調べてもらった中で出てきた話ですので、もう少し議論は必要かなというふうに思っています。一気に、これはもう規制だということに行くようなものではないかなというふうに思っています。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- はい。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—